

電子契約サービスQ & A (建設業等関係者向け)

- 1 基本事項
- 2 GMOサインアカウント関係
- 3 ロール関係 (契約担当者・契約締結権限者)
- 4 契約に関する申出書関係
- 5 リサイクル協議書関係
- 6 契約保証関係
- 7 契約書及び契約締結事務関係
- 8 共同企業体関係
- 9 変更契約関係
- 10 道の運用関係
- 11 資料の格納場所関係
- 12 問い合わせ先関係

1 基本事項

No.	質問	回答
1-1	電子契約で契約締結したいのですが、新たに提出しなければならない書類はありますか？	「契約に関する申出書」の提出が必要です。
1-2	電子契約を締結するにあたり、GMOサインのアカウントの登録は必要ですか？	必要ありません。
1-3	GMOサインを利用するための費用負担は必要ですか？	必要ありません。インターネット接続環境と、電子メールアドレスがあれば、ご利用いただけます。
1-4	GMOサインの無料アカウントは、どこで確認・作成できますか？	下記URLから登録可能です。 https://app.gmosign.com/accounts/free/standard/form また、署名完了後に無料アカウント作成の案内が表示されますので、そちらからも作成することができます。
1-5	「契約に関する申出書」は、案件毎に提出する必要がありますか？	案件毎に提出してください。
1-6	電子契約締結後、契約書はどこからダウンロードすればよいですか。	契約締結後、「契約に関する申出書」に記載したメールアドレス宛に、締結後の契約書のダウンロード方法が記載されたメールが送信されます。そちらの案内に従って、ダウンロードしてください。
1-7	「締結証明書」とは何でしょうか？	文書概要／契約締結日時などが記載された文書のことと、 「いつ、どなたが署名を行ったのか」確認することができます。契約書とセットで保管してください。
1-8	GMOサインの操作方法について、どこに問合せをすればよいですか？	・Webマニュアルは下記URLをご確認ください。 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/ ・電話やチャットでのお問い合わせ先は、下記URLからご確認ください。 https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/900000186766

2 GMOサインアカウント関係

No.	質問	回答
2-1	GMOサインのアカウントは、1社につき1つしか作れないのでしょうか？	複数作成可能です。ただし、1メールアドレス1アカウントのため、作成の際はご注意ください。
2-2	GMOサインのアカウントを作成した場合、無期限で契約締結した帳票や履歴を確認できるという事でしょうか？	お見込みのとおりです。
2-3	GMOサインの無料アカウント内では、GMOサインで締結された電子契約書すべて（道庁以外の相手先）が閲覧できるのでしょうか？	お見込みのとおりです。 道庁以外の相手先とGMOサインで電子契約を行った場合も同一アカウントへ紐づけ、閲覧が可能です。
2-4	契約締結後、暫くしてGMOサインのアカウントを登録した場合、証明書の確認は出来ますか？	署名完了から30日以内に署名で利用したアドレスでアカウントを作成すると自動で文書紐づけが可能です。 なお、締結証明書もダウンロードが可能であることを申し添えます。
2-5	GMOサインのアカウントを登録した場合、メールアドレスとの紐づけは必要になるのでしょうか？	GMOサインのアカウント作成時にメールアドレスの入力を求められますので、電子署名で利用したメールアドレスで登録していただけますと紐づけがされます。
2-6	GMOサインのアカウントの登録アドレスが、契約締結権限者や契約担当者以外のメールアドレスでも契約書の保存・閲覧等が可能でしょうか？	アカウント作成は可能ですが、文書の紐づけができません。 署名で利用したメールアドレスでアカウント作成いただくことを推奨します。
2-7	GMOサインのフリープランは、上限5件という記載がありますが、6件以上電子契約を行う場合は、電子契約はできないのでしょうか？	道庁側から受けた署名依頼の件数に上限はありません。 フリープランの上限数は、ご自身で署名依頼を送信する場合のことを指しております。 上限を超えた署名依頼が必要な場合は、有償アカウントを作成していただく必要があります。
2-8	GMOサインのアカウントは一度作成した場合、以降すべての工事で同じアカウントを使うことができますか？	利用可能です。
2-9	GMOサインのアカウントに登録するアドレスは、契約担当者か契約締結権限者のアドレスが望ましいと認識しておりますが、アカウントの共有をすれば、どのパソコンからも見ることは可能でしょうか？	無料のアカウントについては、登録できるメールアドレスは1つとなります。なお、アカウントの共有については、各社でのご判断となりますが、セキュリティや契約締結権限が付与されている事を鑑み、共有アドレス等の利用は控えてください。
2-10	GMOサインアカウントを会社として1アカウントを取得し、ユーザー管理等で部署毎（別アカウント）に権限を付与すること（会社アカウントの情報を権限付与されたアカウントで閲覧する）で、別のアカウントから会社アカウントに紐づけされた契約書を管理することは可能でしょうか？ また、上記操作については、無料アカウントでは不可でも、有料アカウントであれば可能でしょうか？	無料アカウントの場合は、1アカウント1ユーザーしか登録ができないため、アカウント発行者以外のユーザーを登録できません。 有料アカウントの場合は、1アカウントに無制限で複数ユーザーの登録が可能ですので、会社アカウントに各部署ごとのユーザーを作成しそれぞれの契約書へ閲覧制限をかけて管理することが可能です。

2-11	<p>本社と支店など各拠点に設置しているPC（メールアドレス）で、入札から契約締結までを行う場合について、アカウントの作成と紐づけは、各拠点のメールアドレスごとに可能なのでしょうか？</p> <p>また、拠点ごとでの電子契約行為は、従来までの紙契約と同様に可能と考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>アカウントは、拠点ごとに作成することも可能です。</p> <p>また、拠点ごとの電子契約行為については、適切に社内で契約締結権限の委任を行うとともに、道に届け出ていただきますようお願いします。</p>
2-12	<p>1次担当者（契約担当者）が複数いる場合、それぞれメールアドレスを登録すれば、各担当にメール配信されますか？</p> <p>また、1次担当者が、そのうち誰か1人が署名すれば残りも署名したのが分かりますか（複数名の担当者登録の場合の優先署名が可能かどうか）？</p>	<p>会社として、複数の契約担当者を登録された場合においても、入札毎に登録する契約事務担当者は1名となるので、他に登録されている契約担当者には通知されません。</p> <p>なお、署名については、入札時に登録された契約事務担当者が署名後、契約締結権限者の署名による手続となります。</p>
2-13	<p>契約書に紐づけられるアカウントは、「契約に関する申出書」に記載の契約締結権限者のメールアドレスのものとなるのでしょうか？</p>	<p>契約事務担当者と契約締結権限者双方のメールアドレスに紐付けられます。</p>
2-14	<p>例示でgmailを利用しているようですが、Gmailは不可という認識でよろしいのでしょうか？</p>	<p>Google Workspaceの利用など、Gmailも有料版を利用してる場合は利用可能です。</p>

3 ロール関係（契約担当者・契約締結権限者）

No.	質問	回答
3-1	メールアドレスは、契約締結権限者と契約担当者の2つ用意しないと電子契約をできないのでしょうか？	メールアドレスは、1つ以上あれば、電子契約をすることが可能です。 メールアドレスが1つしか無い場合は、「契約に関する申出書」に契約締結権限者のみ記載して提出してください。
3-2	もし、契約締結権限者を営業担当に、契約担当者を事務書類担当者にとすることで電子契約を行う場合、案件ごとに別の者を指定してもよろしいのでしょうか？	問題ありません。
3-3	契約締結権限者と契約担当者のアドレス、担当者名は同じで問題ないか？	同じ場合は、「契約に関する申出書」に契約締結権限者のみ記載してください。
3-4	署名者情報に記載される「契約締結権限者」は契約書に記載される「契約者」と異なっても問題ないのでしょうか？	お見込みのとおりです。 署名者情報に表示される契約締結権限者は、契約書に表示される代表者名と異なっても支障ありません。
3-5	契約締結権限者が誰かに関わらず、契約書は北海道と当社代表者名でなされるという理解でよろしいですか？	お見込みのとおりです。
3-6	契約担当者の設定は、必須でしょうか？	必須ではありません。 契約担当者が不要であれば、「契約に関する申出書」には、契約締結権限者のみ記入の上、提出願います。
3-7	契約締結権限者が承認した場合、契約担当者にも契約締結権限者が承認した旨が通知されますか？	契約締結権限者が署名をしたタイミングでは、契約担当者への通知はありません。 なお、最終署名者（北海道）が署名完了後に、メール（電子署名完了）が届きます。
3-8	契約担当者を設定していても、休暇取得等にて不在の場合、スキップして契約締結権限者が署名する（代理承認する）ことはできますか？	契約担当者をスキップ（承認順を変更）することはできません。 その場合は、お手数ですが、道側の担当者まで連絡願います。 承認順の設定を変更して、再度送付させていただきます。
3-9	契約締結の承認に利用するメールアドレスを契約締結権限者のみとした場合のメリット・デメリットはありますか？	メリット：アドレスの管理が楽になる等 デメリット：アカウントの管理を検討する必要があります。
3-10	「契約担当者」「契約締結権限者」の意味合い、2者を設けている意図は？	「事務担当者＝事前確認者」と「決裁権者＝押印者」の観点から2者を設けています。 なお、自社内で別途確認を行う、メールアドレスが1つしか無いなどで契約締結権限者のみとしても、支障ありません。
3-11	電子契約では、「代表取締役社長」名の署名とは別に「代理人 ○○出張所所長」名の署名も使えるのでしょうか？	電子契約書に表示される名前については、○○社長や○○支店長など、適切な権限を有した方となります。 一方、電子署名は、実際に社長や支店長である必要はなく、社内で契約締結事務を行う責任者等で支障ありません。

4 契約に関する申出書関係

No.	質問	回答
4-1	<p>「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」と「契約に関する申出書」の違いがわかりません。「契約に関する申出書」は、工事及び工事に関する委託とありますが、委託業務でも使用していい様子なのでしょうか？</p>	<p>「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」は工事等以外の契約で用いる様式となっておりますので、工事及び工事に関する委託契約の場合は、「契約に関する申出書」を提出してください。</p>
4-2	<p>「契約に関する申出書」の書式の代理人用とは、本社代表から委任された支店長が入札する場合に使用するという事でしょうか？（電子入札システムのカードも支店長名となっております。）また、契約書送付先のメールアドレスを記載する『契約締結権限者』とは、支店長ではなく実際に契約書作成を担当する事務担当者のアドレスでしょうか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4-3	<p>電子入札システムについて、システム改修後は、内訳書添付ボックスに「契約に関する申出書」を添付しての提出はできなくなるのでしょうか？</p>	<p>システム改修（時期未定）後は入札書画面に表示される「電子契約」項目欄に申出書を登録して下さい。 ※令和6年2月1日システム改修が終了しました。</p>
4-4	<p>「契約に関する申出書」に記載されたメールアドレスを発注者側の担当者がGMOサイン上に入力作業されるのでしょうか？ 電子入札システム上で契約締結権限者と契約担当者のメールアドレスを記入する方が間違いが起こりづらいたと思いますが、今後、電子入札システムに入力欄を設けるなどシステム改修の予定はありますか？</p>	<p>お見込みのとおりです。 現時点では、電子入札システムに入力欄を追加する予定はありません。</p>
4-5	<p>電子調達システムのラジオボタンで電子契約の有無を選択し、利用者登録してある担当者・メールアドレス等を利用するということは不可能なのでしょうか？</p>	<p>電子調達システムの改修については、現段階では未定です。</p>
4-6	<p>「契約に関する申出書」の日付は入札日でしょうか？ 電子システムでの札入れ日でしょうか？</p>	<p>電子システムの札入れ日となります。</p>
4-7	<p>「契約に関する申出書」の別紙1-②（代理人用）は、どのような場合に使いますか？</p>	<p>年間委任状で支店長や営業所長等に契約の締結権が委任されている場合に利用します。</p>
4-8	<p>「契約に関する申出書」の添付について、電子入札システムに添付することになっておりますが、どこに添付したらよいのでしょうか？</p>	<p>内訳書BOXに添付して下さい。 ※令和6年2月1日以降は「電子契約用資料」に添付して下さい。</p>
4-9	<p>入札時に「工事費内訳書」と共に「契約に関する申出書」を提出との事ですが、別ファイルで提出するのでしょうか。それとも1ファイルにまとめて提出するのでしょうか？</p>	<p>別ファイルで提出して下さい。</p>
4-10	<p>電子入札システムでは、代表取締役社長名で入札書・内訳書を提出しております。「契約に関する申出書」の代理人名と一致しないケースがありますが、よろしいでしょうか？</p>	<p>年間委任状の提出等により、適切に委任されていれば、代理人名と一致しなくても支障ありません。</p>
4-11	<p>「契約に関する申出書」については、電子入札の応札時のみ提出する書類と理解していますが、よろしいでしょうか？</p>	<p>紙入札の場合も「契約に関する申出書」の提出は必要となりますので、入札書提出時に持参又は郵送して下さい。</p>

4-12	従来どおりの紙契約を希望する場合は、「契約に関する申出書」にその旨記載しますが、どの時点で所管課に問い合わせる必要があるのでしょうか？	従来どおりの紙契約を希望する場合は、「契約に関する申出書」にその旨記載し、入札金額入力時に内訳書BOXに添付してください。 ※令和6年2月1日以降は「電子契約用資料」に添付してください。
4-13	電子契約を希望するが、「契約に関する申出書」の添付を失念した場合は、なにか対応が必要でしょうか？	「契約に関する申出書」の添付を失念した場合には、契約前速やかに道側の担当者に提出してください。
4-14	「契約に関する申出書」の提出し忘れの場合は、入札は無効になるのでしょうか？	入札は無効となりません。
4-15	「契約に関する申出書」に押印は必要ですか？	押印は不要です。
4-16	「契約に関する申出書」の様式は、公告時や設計図書配布時などで配布文書に含まれる予定はあるのでしょうか？	以下のページからダウンロードしてください。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html
4-17	入札件数が多く、「契約に関する申出書」の作成が負担になるのですが、落札後に速やかに「契約に関する申出書」を提出するようなシステムは難しいのでしょうか？	落札者決定後、速やかに契約手続を行う必要があることから、契約保証関係書類の提出など落札者の書類準備負担なども鑑み、予め入札時の提出をお願いしているものです。
4-18	随意契約の場合、これまでどおり内訳書の添付は不要で、「契約に関する申出書」のみ添付するという説明がありましたが、内訳書の添付が不要なことは指名通知等のどこかに記載されるのでしょうか？これまで調達案件概要で内訳添付の有無を確認していたので、どこかで確認したいです。	指名通知等の別紙に申出書の提出に関する詳細を整理しておりますので参照願います。なお、随意契約はこれまでどおり内訳書の添付は不要となります。
4-19	添付する『契約に関する申出書』のファイル名に指定はありますか。 例：契約に関する申出書_【業務番号】_〇〇株式会社.pdf など	ファイル名はExcelのマクロで自動的に付与されますので、変更せず、そのまま添付してください。
4-20	仮に『契約に関する申出書』を入札時に添付し忘れた場合、落札者でなくても、開札後に提出は必要でしょうか。	開札後において、落札者で無い場合は提出不要です。
4-21	変更契約となった場合、当初の電子契約の際に提出した契約に関する申出書に記載した契約締結担当者及びメールアドレスはそのまま引き継がれるのでしょうか。	変更の申し出が無い場合には、そのまま引き継いでメールアドレスを利用します。
4-22	「契約に関する申出書」は、入札時に電子入札システムの内訳書BOXに添付すると認識しておりますが、現状、随意契約案件では内訳書BOXが表示されていません。変更されますか？	随意契約案件について電子入札システムに内訳書BOXが表示されるよう変更しました。 ※令和6年2月1日以降は「電子契約用資料」に添付するため、内訳書BOXは表示されません。

5 リサイクル協議書関係

No.	質問	回答
5-1	契約書の別紙に添付するリサイクルに係る書類については、紙での対応になりますか？	契約書の別紙に添付する「リサイクル協議書別記」は、電子契約書類の一部となりますことから、電子契約システムによる契約手続の対象となります。
5-2	リサイクル協議対象の工事の場合、リサイクル協議書が発注者側に到着後の電子契約書発行と考えてよろしいでしょうか。 また、リサイクル協議書については、これまでどおり紙面による形式となるのでしょうか。	これまで同様、発注者にリサイクル協議書を書面又は電子データで提出してください。その後、リサイクル協議書を含めた契約書について、電子契約システムによる契約手続を行います。
5-3	移動時間や輸送コストの削減ということでしたが、工期申出書や契約保証、リサイクル協議書が紙のままでは何も削減できないのですが、今後それらの書類を電子で提出することを検討していますか？	工期申出書やリサイクル協議書については、書面又は電子データにより提出いただくことが可能です。なお、契約保証については、保証事業会社による契約保証証書等について、電子データでの提出を可能とするよう、現在検討しているところです。

6 契約保証関係

No.	質問	回答
6-1	契約保証金額の欄について、金融機関等で発行された保証書がそちらに郵送到着後に入力→電子契約書の発行と考えてよろしいでしょうか。	契約書に記載する契約保証の額等につきましては、契約担当課より確認させていただくこととなります。 道の電子署名は、契約保証書の原本が到着後となります。
6-2	契約保証の発行日について、今(紙契約)まで契約日と同日として対応していましたが、電子契約の場合、署名した日が契約日となるため、事前に契約日が分かりません。契約保証の発行日の取扱いはどうなりますか？	落札通知・見積もり合わせの決定日から、落札事業者が署名するまでに取得して下さい。
6-3	契約保証証作成に使用する契約書(案)はどの時点でもらえますか？	落札決定後、発注課にお問い合わせをお願いします。
6-4	電子契約に対応しているのは契約関係の資料であり、当初契約や工事完了時の契約以外の施工計画書等の資料のやり取りについては従来どおりである。」という認識で問題ないですか。	ご認識のとおりです。
6-5	設計変更の契約も電子契約で行う場合、設計変更通知書などはどのような形で通知されるのでしょうか？	設計変更協議書に変更契約書案を貼付して、電子契約サービスで送信します。

7 契約書及び契約締結事務関係

No.	質問	回答
7-1	電子署名に用いるPDFには、必要事項が全て記入されていますか？	電子署名に用いるPDFは、必要事項が全て記入されています。
7-2	電磁的記録の保存場所に関して、GMOサインでは、ディスプレイに出力されるということですが、デスクトップを保存場所としても問題ないでしょうか？	ダウンロードしてデスクトップ（自社所有のパソコンの中）に保存可能ですが、電子帳簿保存法に準拠した保存が必要です。 また、紙に印刷することも可能です。
7-3	各書類のスクリーンショットでも、電子契約は有効なんでしょうか？	スクリーンショットには電子署名が付与されないため、契約は無効です。
7-4	電子契約完了後、2週間以内に契約書等をダウンロードできなかった場合、別の手段でダウンロードすることは可能でしょうか？	道側の担当者に依頼いただければ、電子契約書及び電子契約締結証明書をお渡しすることが可能です。
7-5	電子契約完了後、2週間以内に契約書等をダウンロードしないと事業者側では、ダウンロードできないということは、事業者側で電子帳簿保存法に対応した保管フォルダーの準備が完了している状態でないといけないということでしょうか？	GMOサインのアカウントに登録している場合は、サーバー上で電子帳簿保存法に準拠した保存がなされます。 未登録の場合は、ご質問いただいたとおり電子帳簿保存法に準拠した保管フォルダーをご準備いただくか、道側の担当者に連絡願います。 なお、メール本文に契約書等が添付されている場合は、ダウンロードの有効期限はありません。容量上限（通常6MB、キャリアメール2MB、20ファイル）を超えた場合のみダウンロードすることになります。
7-6	サーバー内での契約書類保存期間は、何年になるのでしょうか？	永年保存です。
7-7	PDFデータのみで電子帳簿保存法の要件は満たすのでしょうか？	PDFデータの保管方法を電子帳簿保存法に準じた方法で保管する必要があります。 なお、締結証明書は必須ではありません。
7-8	GMOサインのサーバー上での保管が不要の場合は、契約案件ごとにメールアドレスの申し出をするだけで、電子契約手続きができるという認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
7-9	契約担当者だけの署名では契約締結として有効ではないという考えでよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。 「契約担当者→契約締結権限者→道庁」の順で署名しますので、契約担当者だけの署名では、双方署名を行っていないため、契約書は無効となります。
7-10	契約書の確認段階で誤りや修正があった場合、差戻しは可能ですか？	差し戻すことはできません。 お手数ですが、道側の担当者へ連絡してください。 速やかに修正した契約書で再度送付させていただきます。
7-11	複数の契約案件がある場合、すべての契約案件の確認をしてから確認完了を押下することになるのでしょうか？	電子契約は1案件ごとにメールが送信されますので、同日に複数案件落札した場合は、複数メールが届くことになります。 そのため、契約案件毎に、1件ずつ確認・署名をお願いします。 ※複数の案件が同一の画面に表示されることはありません。
7-12	電子署名には、法務局等で発行される電子証明書が必要でしょうか？	メールアドレスで認証するため、不要です。
7-13	経営審査時の添付する注文書は、電子契約書で問題ないでしょうか？	電子契約書で問題ございません。

7-14	電子証明書の作成・修正・消去等ができるのは、GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)のみであるという理解で宜しいでしょうか？	契約書の内容の修正や削除につきましては、道庁と協議の上、双方で作業可能となります。
7-15	「契約成立は落札者決定通知後「7日以内」に終わらせなければなりません。」とありますが、開庁日で7日以内ですか？	7開庁日ではなく、7日となります（※土日祝日を含みます）。
7-16	落札決定通知後、7日以内に契約締結をする必要がありますが、「工期申出書」は、必ず郵送「原本」が到着したのちに契約書PDFの作成の順番でしょうか？	事前に工期申出書を確認したうえで、発注者側の契約事務担当者が電子契約サービス上に契約書PDFをアップロードします。
7-17	契約締結時、システムに不具合があって落札決定通知後の7日以内の契約ができなかった場合、書類の日付に基づいて判断するのか、あくまでもシステム上の日付で判断するのか、どちらでしょうか？	システム上の日付で判断します。
7-18	電子契約の契約書は、落札決定通知書が発行された日にいただけるのでしょうか？	同日とは限りません。契約締結に必要な書類等の提出を確認の上、すみやかに送ります。
7-19	契約日については、発注者・受注者のタイムスタンプの日付のうち、一番後の日付が契約日になるということでしょうか？	お見込みのとおりです。 「一番最後の日付＝道側の電子署名実施者が署名した」日付となります。
7-20	契約日は、最後に署名される発注者側の署名者の日付となのですが、この日付を「契約日」という項目で表示はされないのでしょうか？	契約日としては表示されません。 なお、契約年月日はAcrobat Readerの署名プロパティから確認できるほか、契約締結証明書で確認できます。
7-21	「電子契約においては、署名日＝契約日となります。」とのですが、電子契約の署名日の手入力は可能なのでしょうか？	電子契約の署名日の手入力はできません。システム的に、署名日は実際に署名した日時となります。
7-22	契約日は、発注者側がタイムスタンプを付与した日になると思いますが、その日付は契約書内に自動で表示されるのでしょうか。それとも、契約締結証明書やPDFの署名情報を確認しないと分からないようになっているのでしょうか。これまでの紙の契約書であれば契約日という欄があったので分かりやすかったのですが…	電子契約サービスで道の電子署名実施者が署名した年月日が契約締結日となります。電子署名の年月日と契約書の年月日に齟齬が発生することを防止するため、電子契約書では契約年月日を不要としております。なお、契約年月日はAcrobat Readerの署名プロパティから確認できるほか、契約締結証明書で確認できます。
7-23	契約書に記載される受注者名は、「代表取締役社長」だけでしょうか？年間委任を受けた各営業所所長の扱いはどのようになりますか？	従来どおり、委任を受けた場合については、受任者（支店長・営業所長等）を契約書に表示することが可能です。
7-24	契約締結後に完了メールが届くと思いますが、契約書と一緒に契約締結証明書のダウンロードはできますか？	電子署名完了のお知らせメールには、契約締結証明書は添付されていません（ダウンロードも不可）。契約締結証明書をダウンロードしたい場合は、GMOサインの無料アカウントを作成していただくか、道側の担当者まで連絡願います。
7-25	GMOアカウントを作成せず、契約締結証明書が必要な場合、北海道庁へ問い合わせることですぐに証明書をいただけるのでしょうか？	契約担当課にお問い合わせいただければ、メール等でお送りします。
7-26	契約日（署名日）を書類として（印刷して）確認することは可能でしょうか？	契約締結証明書を印刷していただきますようお願いいたします。
7-27	契約締結証明書の発行に関して有効期限などはありますか？	有効期限はありません。

8 共同企業体関係

No.	質問	回答
8-1	企業体の場合は、代表幹事会社のみ契約手続きになるのですか？	企業体の場合も紙と同じ運用となりますので、構成員すべての代表者に署名をいただきます。 「契約に関する申出書」は代表企業において構成員企業分のメールアドレス等も含めて、入札書提出時に提出してください。
8-2	JV契約した場合、契約書等は構成員全員に送付されるのですか？	送付されます。 JV契約の際は、各構成員を契約締結権限者に指定します。 この場合、各契約締結権限者に契約書が送付されます。
8-3	JV契約の場合、構成員の一部が電子契約ができない場合は、紙による契約となるのですか？	お見込みのとおりです。 構成員の一部が電子契約出来ない場合は、紙による契約となります。
8-4	JVの場合の署名依頼メールのメール送付の順番はどうなりますでしょうか？ A社とB社のうち、A社が代表企業だった場合、どちらの方が先に署名依頼メールが届きますか？	代表企業から順に（申出書に記載の順に）依頼メールが届きます。
8-5	JVの場合、代表者は構成員の署名が進んでいるかどうかの進捗は確認できますか？（メールで自動的に構成員に署名依頼がいくとのことですが、構成員が忘れていないかどうかシステム上で分かりますでしょうか？）	受注者（事業者様）側では署名状況の進捗のご確認は出来かねます。 進捗の確認は、発注者のみが行うことができます。
8-6	経常建設共同企業体附属協定書などの書類の複数社の押印が必要となる書類は、今回のシステムの対象外でしょうか？	附属協定書は押印が必要となることから、対象外となります。

9 変更契約関係

No.	質問	回答
9-1	変更契約にも対応していますか？ その場合、署名の有効期間が延長されるのですか？	当初契約が電子契約の場合は、変更契約も電子契約で締結することが可能です。 また、署名の有効期限も延長されます。
9-2	電子契約の対象となる変更契約は、当初契約が電子契約の場合で、かつ、最終変更契約のみ、ということでしょうか？ また、複数回の変更契約がある場合は、電子契約でしょうか？紙契約でしょうか？	電子契約の対象となる変更契約は、11月以降に電子契約を可として誘因を行った契約（10月以前に誘因を行った契約は対象外）となります。 また、最終変更契約のみに限定する取扱いではなく、複数回の変更契約がある場合でも、電子契約で対応可能です。 なお、途中から紙契約に変更することも可能です。

10 道の運用関係

No.	質問	回答
10-1	農政・水産林務・建設の3部で先行実施することですが、あくまで道庁3部のみで、振興局や建設管理部は「上記以外」になるのですか？	農政・水産林務・建設の各部局が発注する、工事及び工事に係る委託業務を対象に11月入札公告等から開始となります。 なお、振興局（建設管理部含む）も対象となります。
10-2	11月から発注3部（農政・水産林務・建設）で先行的に運用開始とのことですが、営繕工事も対象となる予定でしょうか？	営繕工事についても、同時期から運用開始します。
10-3	今後、入札だけでなく、プロポーザル選定による契約時にも電子契約になる可能性はありますか？	今後は、プロポーザル選定の契約も電子化していく予定です。
10-4	現在、変更契約書について、N4システムから契約書類をダウンロード・印刷・押印したのち返送という処理を行っておりますが、電子契約を行う場合、N4システムに契約書類が届くことはなくなるということでしょうか？	変更契約書も当初契約と同じように、GMOサインより送信されます。
10-5	今後、紙での契約はなくなりますか？	今後も事業者の希望に応じ、紙契約で締結することも可能です。また、法令等で書面規制のあるものは、紙契約となります。
10-6	将来的に電子契約を希望制ではなく、一本化する予定はありますか？	電子契約のみとする予定はありません。
10-7	現在対応していない資料についても電子契約に対応していく予定などありますか？	電子化できるものについては、随時検討してまいります。
10-8	電子契約システムは、今後GMOサインから変更になることはないと考えてもよろしいのでしょうか？	現在のところ、短期間で変更することは予定していません。
10-9	契約書と一緒に頂いていた業務の担当者通知書等の書類は、紙での配布のままですか？	従来どおり紙又は電子メールでの配布となります。
10-10	業務担当員の選定通知の送付タイミングについて、紙契約では、契約書に添付する形で受領していましたが、電子契約では、契約成立次第すぐに送付されるのでしょうか？ 「落札決定通知から7日後」のように取り決めはありますか？	業務担当員の指定通知は、従来どおりの取り扱いとなります。
10-11	業務の着手日について、従来では「落札日の翌週の木曜日」のように事前に着手日が示されている場合が多かったのですが、電子契約では署名日を契約日とすることから、着手日も署名日によって変動すると考えてよろしいでしょうか？	従来と同様に、工期については契約書に明示します。着手日は署名日によって変動することはありません。
10-12	「前払金の請求」はどうなりますか？	従来どおりの取り扱いとなります。
10-13	「前払金保証」は電子でできますか？	前払金保証証書の電子化については、既に対応可能です。
10-14	ICカードの情報とは関係ないものですか？	ICカードの情報とは関係ありません。

10-15	<p>契約書に日付が入らないようですが、今後の総合評価入札時の実績確認等で契約書の写しが必要である場合などは、契約締結証明書を添付することになったりと、必要以上に書類が必要になってくると思いますが、そうした場合の簡素化はどのようにお考えですか？</p>	<p>総合評価入札時等に提出いただく契約書の写しは、これまで紙契約書をPDF化して提出いただいておりますが、今後は、電子契約システムからダウンロードした契約書データを提出することとなります。なお、契約日などについては、道の契約担当者側で確認が可能となりますので、契約締結証明書等、他の書類提出は不要です。 (※ダウンロードした契約書 (PDF)については、AcrobatReaderの署名パネルで契約日等の署名情報の確認が可能です。)</p>
10-16	<p>変更契約となった場合、契約締結のお知らせメールが突然届くのでしょうか。それとも、メールが来る前に事前に電話等でご連絡頂けるのでしょうか。電話でご連絡頂ける場合、連絡先は決まっていますでしょうか。(例えば、電子入札システムに利用者登録した時の「連絡先」や、契約に関する申出書に記載した契約締結担当者、もしくは契約担当者宛て等)</p>	<p>変更契約の場合についても、署名依頼のメールが届くこととなります。双方署名後、契約締結完了のメールが送信されません。送信してもご署名頂けない場合などについては、電話で連絡をします。</p>

11 資料の格納場所関係

No.	質問	回答
11-1	説明会資料はどこかでダウンロード可能でしょうか？	こちらからダウンロード可能です。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/156648.html 検索サイトで「北海道 電子契約の導入について」で検索いただき、改革推進課のホームページを選択いただいても可能です。
11-2	建設部が説明している資料は、建設部HPにアップされていますか？	こちらよりダウンロード可能です https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html また、検索サイトで「北海道 電子契約 建設部」と入力いただき、建設管理課が公開している「電子契約の導入について」を選択いただければと思います。

12 問い合わせ先関係

No.	質問	回答
12-1	(追加) 質問が出た場合のお問い合わせ先は？	システム操作に係る問い合わせ先は、GMOサインへ https://helpcenter.gmosign.com/hc/ja/articles/900000186766 電子契約全般に係るお問い合わせは改革推進課へ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkk/156648.html 個別の案件については、発注所管課にお問い合わせをお願いします。